

令和 2 年 8 月 20 日
大阪広域水道企業団

最低制限価格算出基礎額等の算定におけるスクラップ控除額の扱いについて(留意)

大阪広域水道企業団では、最低制限価格算出基礎額等の算定におけるスクラップ控除額を、次のとおり取り扱っていますのでご留意ください。

- 工事費積算で、直接工事費とは別にスクラップ控除額を計上している場合(一般管理費等の計上後に控除している場合)の最低制限価格算出基礎額等(※)の算定にあたっては、直接工事費からスクラップ控除額を減額のうえ、所定の率を乗じています。

〔例: (直接工事費－スクラップ控除額) × (所定の率) 等〕

※ 低入札価格調査基準価格算出基礎額、失格基準価格算出基礎額も同じ。

- なおこれは、工事費積算で、直接工事費の中でスクラップ控除している場合と同様の扱いになります。

問い合わせ先

大阪広域水道企業団経営管理部

会計課契約グループ

電話 06-6944-6047